

県外在住の方限定

2名1組で
お申込み下さい

四日市萬古焼陶器まつりを楽しむだけでなく

土鍋の製造現場を見学し

急須のプロからほうじ茶ラテの入れ方を学び

夕食は料理家から土鍋料理のレクチャーを受けられる

ファストパスで
15分早く
陶器まつり会場へ
入場!

ツアー参加者募集中

お得な2日間

2024/5/17(金)~5/18(土)

参加費 税込¥10,000 (宿泊費・朝夕食費込)

Special Contents

製造現場をお見せします

お茶屋さんのような
苦香な香りをご家庭に!

おこげの作り方も伝授
niwacoya 代表 柵山先生

Factory
TOUR
Point
1



一般非公開!
土鍋の窯元(株)利行を見学

土鍋を作り続けて50年。ひとつの土鍋に集約した技術と品質に誇りを持った窯元を訪問します。手間を惜しまない『ものづくりの現場』を、職人がご案内いたします。

Tea
Latte
Point
2



究極のほうじ茶ラテ
(有)藤総製陶所 藤井氏がレクチャー

カフェでも人気のほうじ茶ラテ。気軽にお家で作ってみませんか? 茶葉の選び方や煎り方まで、陶器のスペシャリストがお教えします! 耐熱温度が高い萬古焼を使うからこそできるほうじ茶ラテレシピをご紹介します。

Cooking
Point
3



簡単美味しいレシピ
萬古焼をつかった料理体験

夕食には、ご飯鍋や陶板・直火で使えるラーメン鉢など、萬古焼の調理器具をつかった料理をレクチャーいたします。

【メニュー】

- ・3種類の土鍋ご飯
- ・陶板アクアパッツァ
- ・かぶせ茶ブリュレ 他

※メニューを変更する場合もございます。

モニターツアーの魅力

四日市萬古焼陶器まつりを誰よりも楽しんでいただきたい! そんな想いから、特別価格で企画したツアーです。63回目の開催となる萬古焼陶器まつりへのご案内はもちろん、陶器まつりの前日には、萬古の里会館にて歴史を学んでいただくほか、土鍋の生産現場の見学、萬古焼急須をつかったお茶入れ体験や料理体験をしていただけます。

三重県知事登録旅行業第2-123号

株式会社 **第一観光**

三重県四日市市京町2-13 萬古工業会館3階

企画・協力: 四日市商工会議所 観光業部会

TEL: 059-337-8778

FAX: 059-327-6588

営業時間 月曜日~土曜日 9:00~18:00 日・祝日は除く

WEB 申込はこちら



※ご集合場所:四日市観光物産ホール 13:30集合※

行程	A組 B組	1日目													
		13:52発 近鉄四日市駅	...	13:55着 阿倉川駅	約450m 徒歩	14:10~14:40 土鍋の窯元勝利行	約450m 徒歩	15:09発 阿倉川駅	...	15:11着 川原町駅	約350m 徒歩	15:20~16:20 ばんこの里会館	約350m 徒歩	16:30発 川原町駅	...
		13:52発 近鉄四日市駅	...	13:54着 川原町駅	約350m 徒歩	14:10~15:10 ばんこの里会館	約350m 徒歩	15:31発 川原町駅	...	15:32着 阿倉川駅	約450m 徒歩	15:45~16:10 土鍋の窯元勝利行	約450m 徒歩	16:28発 阿倉川駅	...
		A組・B組16:32着 近鉄四日市駅	約220m 徒歩	16:40着 プラトンホテル四日市(泊)	17:15発	約700m 徒歩	17:30~	四日市商工会議所内1階セルフカフェサルビア(夕食)				⇒工場見学の為、汚れてもいい服装でお越しください。 ⇒簡単な調理体験がありますので、エプロンと髪をまとめるものをご持参ください。 ⇒歩きやすい靴でお越しください。			
		2日目													
		8:00発 プラトンホテル四日市	約350m 徒歩	8:15発 近鉄四日市駅東バス乗り場14番	シャトルバス	8:45着 第63回四日市ばんこ焼陶器まつり	15分前に入場!					見学、お買い物楽しみ後 会議室にてアンケート ご記入にご協力下さい		⇒お帰りは無料シャトルバスにて各自お帰りください。	

ご案内

- ▶ご旅行代金10,000円となりますが実際の金額は20,000円となります。
- ※助成金 10,000円は四日市商工会議所から弊社に直接支払われます。
- ※取消料はお客様お支払実額に助成金の額を加算した額(旅行代金)を基準として算出されます。

下記のお申込内容を①、②、③のいずれかの方法にて、第一観光までにお伝えください。

① FAX の申込先 059-327-6588	② 電話 の申込先 059-337-8778	③ インターネット予約 https://www.dikk.jp	申込締切日 5 / 6 (月)
----------------------------	---------------------------	------------------------------------	---------------------------

●申込内容 ※県外在中の方限定2名1組でお申込み下さい ※参加費のお支払い方法は別途ご案内致します

申込情報	代表者		同行者	
氏名	ふりがな		ふりがな	
生年月日/年齢/性別	西暦	年 月 日	性別	西暦
ご住所	〒	-	性別	年 月 日
自宅番号			性別	年 月 日
携帯番号			性別	年 月 日
メール アドレス			性別	年 月 日
参加条件の確認	<input type="checkbox"/> 次の内容について確認しました。 ①県外在住であること、②モニターツアー中の写真撮影に協力いただくこと、③ツアー中に行うアンケート調査にご協力いただくこと、 ④旅行中の移動に近鉄電車を移動すること、⑤汚れても良い服装で参加すること、⑥調理体験用にエプロンと髪をまとめる物を持参すること。			

旅行条件書(要旨) ※お申込みいただく前に必ずお読みください

この旅行は株式会社第一観光(三重県四日市市中川原1丁目1-29、三重県知事登録旅行業第2-123号、以下「当社」という)が実施するもので、当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理します。この旅行条件につきましては、下記によるほか、当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)、および別途お渡しする確定書面(最終日程表)によります。

1. 旅行のお申し込み
当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、所定の申込み金を添えてお申し込みいただきます。(お電話でのご予約の場合には、3日以内に。)申込金は旅行代金、取消料、または違約料のそれぞれ一部として取扱います。なお当社がお申し込みを受諾し、申込書と申込金を受理した時に旅行契約が成立します。お電話や電子メールでのご予約のみでは、旅行契約は成立していません。

2. 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始前の所定の日より前にお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの
日程に明示した航空機・バス・列車など利用交通機関の運賃及び料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異なる変動に付随するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)に限ります。以下同様とします。)、ガイド料金、入場料、宿泊料金、食事料金、税・サービス料など。

4. 旅行代金に含まれないもの
超過手荷物運搬料金(運送機関の手荷物規則による)、クリーニング代、電話代、酒、果物類その他個人的性質の諸費用およびサービス料など、日程に明示された費用以外のもの。運送機関の課す付加運賃・料金。

5. 旅行契約内容・代金の変更
当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日より前までに旅行中止の旨を通知します。

6. 当社による旅行契約解除
当社は次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(1) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき(この場合、別表の取消料に準じて違約料を支払っていただきます。)
(2) お客様が、当社があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件をみたしていないことが判明したとき。
(3) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
(4) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
(5) 参加者の数がパンフレットに記載した最少催行人数に達しなかったとき。この場合は、旅行開始の前日より起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行の場合は3日目)にあたる日より前までに旅行中止の旨を通知します。
(6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与しえない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき

7. お客様による旅行契約の解除(取消料のかかる場合)
お客様は、以下の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは、夫婦部屋等追加料金、延泊料金などの追加代金を含めた金額です。

増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

5. 旅行契約内容・代金の変更
当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日より前までに旅行中止の旨を通知します。

6. 当社による旅行契約解除
当社は次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(1) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき(この場合、別表の取消料に準じて違約料を支払っていただきます。)
(2) お客様が、当社があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件をみたしていないことが判明したとき。
(3) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
(4) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
(5) 参加者の数がパンフレットに記載した最少催行人数に達しなかったとき。この場合は、旅行開始の前日より起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行の場合は3日目)にあたる日より前までに旅行中止の旨を通知します。
(6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与しえない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき

7. お客様による旅行契約の解除(取消料のかかる場合)
お客様は、以下の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは、夫婦部屋等追加料金、延泊料金などの追加代金を含めた金額です。

別紙1 【国内旅行にかかる取消料】

○ 旅行開始日の前日より起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行の場合は10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
○ 旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日まで	旅行代金の30%
○ 旅行開始の前日	旅行代金の40%
○ 旅行開始の日	旅行代金の50%
○ 旅行開始後及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※助成金 10,000円は四日市商工会議所から当社に直接支払われます
※取消料はお客様支払実額に助成金の額を加算した額(旅行代金)を基準として算出されます

お客様お支払実額10,000円

8. お客様による旅行契約の解除(取消料のかからない場合)
下記の場合に取消料はいただきません。(一部例外)
①旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。
a. 旅行開始日又は終了日の変更
b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的の変更
c. 運送機関の種類又は会社名の変更 d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更 e. 宿泊施設の変更又は宿泊施設の種類の変更 f. 宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更 ②旅行代金が増額された場合
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

9. 当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。(お荷物に 関係する賠償限度額は1人15万円)ただし次のような場合は原則として責任を負いません。天災 地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき

10. 特別補償
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶発的な外來の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

11. 旅程保証
旅行日程に8.①に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、追加代金を含めた合計額です。

12. お客様の責任
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

13. 個人情報の取扱いについて
当社及び販売委託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では「キャンペーン」のご案内や「アンケート」のお願いなどにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。